

第13期事業年度（平成25年度）財務諸表等に関する監事意見書

平成26年6月18日

独立行政法人国立美術館

理事長 馬 渕 明 子 殿

独立行政法人国立美術館

監事 黒田 亮子



監事 鈴木 清



私たち監事は、独立行政法人通則法第三十八条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館の第13期事業年度（平成25年度）の財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する監査を行った。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員から説明聴取、会計帳簿及び関係書類の閲覧及び証憑書類との突合、その他必要と認めた監査手続きを実施した。事業報告書については、関係する役職員から説明聴取、館長会議への出席及び業務運営についての状況の監査等を行った結果、財務諸表及び決算報告書との整合性を確認した。

また、会計監査人より監査の概況及び監査結果について説明を受けた。

II 監査の結果

- 1 財務諸表は法令及び独立法人会計基準に従い適正に表示していると認める。
- 2 事業報告書は業務運営の状況を正しく示していると認める。
- 3 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。

以 上